埼玉県警察本部訓令第20号

埼玉県警察高速道路交通警察隊に関する訓令を次のように定める。

昭和55年７月15日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察高速道路交通警察隊に関する訓令

（概要）

本訓令は、交通部高速道路交通警察隊の運営等に関し

○　任務
○　勤務制、勤務時間、勤務計画
○　交通法令違反事件の措置
○　交通事故事件の措置

等について定めている。